

## 「須磨海水浴場 休憩施設」飲食店営業の再開・施設の大要変更届提出の流れ

(令和4年8月末日時点で有効な営業許可をお持ちで、かつ、引き続き営業の場合)

※営業者が変更になる場合は、新規の営業許可申請が必要です。但し、相続等の一部例外があります。

詳しくは、下記お問い合わせ先までご相談ください。

### 営業再開前

再開・施設の大要変更届の提出(原則、営業再開の10日前まで)

#### ◎必ず必要なもの

- ①再開・施設の大要変更届(2部) ※受付印を押したものを1部控えとして返却しますので、営業者自身で神戸市港湾局工務・防災部海岸防災課へ提出してください。
- ②施設配置図・平面図(各1部)
- ③営業許可済証(原本)

#### ◎場合によって必要なもの

- ・法務局で発行された履歴事項全部証明書の原本(法人名義で代表者変更や商号・本店所在地の場合。窓口で確認後、返却します。)
- ・営業者の認め印(個人名義で、代理の方が手続きされる場合)
- ・食品衛生責任者であることを証する書類の原本(申請時点で有資格者が変更になる場合。窓口で確認後、返却します。)



### 営業施設の現地調査

海開き前に一斉調査します。(日時は別途定めます)

※調査時には、営業者又は食品衛生責任者の方の立会をお願いします。万一、設備等の不備がある場合、改善確認されるまで営業の再開はできません。(要再調査)



休憩施設の営業 (令和4年8月28日まで)



### 閉店(営業期間終了)後

休業届の提出

事由が発生してから10日以内(令和4年9月7日(水)まで)

なお、休憩施設は露店許可であるため、非加熱品目の提供が制限されています。非加熱品目の例示等、詳細は西部衛生監視事務所のホームページで確認できます。